

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県は瀬戸内海と日本海に面し、それぞれの海域特性に応じた多様な漁船漁業及び養殖業が営まれている。平成31年の生産量は121,327トン（瀬戸内海109,889トン、日本海11,437トン）、生産額は523億円（瀬戸内海423億円、日本海100億円）で、生産量が全国順位の上位を占める水産物も多く、京阪神等へ水産物を供給する重要な基地となっているほか、貴重な地域資源として各地域の観光業や水産加工業の活性化にも寄与している。

このように水産業は、地域経済の発展にも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、国に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行う。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

1 定義

（1）特定水産資源

漁獲可能量による管理を行う水産資源

（2）知事管理区分

特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、県が設定する管理区分

2 知事管理区分に定める事項

（1）水域

（2）対象とする漁業

（3）漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定める。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができる。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努める。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行する。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行う。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせ、資源管理を行う。法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定する。

3 漁業者自身による自主的な取組

県は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の県への報告が行われるよう指導を行う。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

- (1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。
- (2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務づけられている。これらの報告により収集した情報を国へ報告し、国及び県が相互に漁獲量等の情報を共有することにより適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していく。
- (3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速にかつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

2 種苗放流等の取組及び資源管理の進め方

水産資源の維持増大にむけて、種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組を推進する。

今後も資源管理と種苗放流等の相互の取組の連携を図ることとし、新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していく。

第7 兵庫県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行う。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理の方針は「別紙1－1まあじ」から「別紙1－10ぶり」に、特定水産資源以外の水産資源のうち、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行なわれていない水産資源の管理の方向性については「別紙3－1まだい瀬戸内海東部系群」から「別紙3－9べにずわいがに日本海系群」までに、それぞれ定めるものとする。